

# 第1章 委員会の組織・会議等

## 1 組 織

都道府県労働委員会は、労働組合法（以下「労組法」という。）第19条の12第1項の規定により都道府県ごとに設置されているもので、地方自治法第180条の5に規定する合議制の行政機関である。この委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）それぞれ同数をもって組織される。このうち労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、また公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命する。委員は特に条例で定める場合を除き非常勤であり、任期は2年である。

委員会の会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙により選出される。

また、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条及び第11条の規定により、労働争議解決に援助を与えるため、労働委員会は学識経験者の中から、あっせん員候補者を委嘱している。

さらに、委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長をはじめ必要な職員が配置されている。

### (1) 委 員

京都府労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人、計15人で構成している。

令和7年は、第48期委員（在任期間：令和5年1月20日～令和7年2月6日）及び第49期委員（令和7年2月7日任命）によって運営された。

### (2) あっせん員候補者

京都府労働委員会においては、あっせん員候補者委嘱基準内規に基づき、その期の委員、前期の委員、事務局長・次長・課長及び委員会が特に必要と認める者をあっせん員候補者に委嘱している。

任期については別段の定めはなく、通常上記の者に異動があった場合、その後の総会において、委嘱・解嘱について決定している。

### (3) 業務及び権限

① 委員会の権限は、不当労働行為について、必要な調査・審問を行い、命令を発し、これに関する措置をとる権限（いわゆる準司法的権限）と労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う権限（いわゆる調整的権限）を有し、いずれも独立して行使される。

（労組法第20条、27条、同法施行令第16条、労調法第12条、18条、30条）

② 上記の権限に基づくほか以下のような業務を行う。

ア 知事からの事務委任により、個別労働関係紛争のあっせんを行う。

イ 労働組合が労組法に規定する手続に参加（主に不当労働行為の審査手続及び労働者委員の推薦）するために、労組法の規定に適合するかどうかについて、その認定及び証明書発行を行う。  
（労組法第5条、同法施行令第21条）

ウ 労働組合が法人登記を行う前提条件として、労組法の規定に適合する旨の証明を行う。  
（労組法第11条）

エ 労働協約に地域的一般的拘束力を持たせることの適否を決議し、不適當な部分に修正を加える。  
（労組法第18条）

オ 争議行為の届出を受理する。  
（労調法第9条）

カ 公益事業に関する争議行為予告通知書を受理する。  
（労調法第37条、同法施行令第10条の4）

キ 上記カの争議行為予告通知を行わないことについて、労調法第39条に規定する処罰の請求を行う。  
（労調法第42条、同法施行令第11条）

ク 地方公営企業又は特定地方独立行政法人の労働組合に係る利益代表者の範囲を認定して告示する。  
（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条）

## 委員名簿（第48期）

令和5年1月20日～令和7年2月6日

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎青木苗子	弁護士	第43期(平26～)
	○土田道夫	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	第44期(平26～)
	藤井正大	弁護士	第45期(平28～)
	橋本武久	京都産業大学経営学部教授	第47期(令2～)
	村中孝史	同志社大学大学院司法研究科特別客員教授	第48期(令5～)
労働者委員	穂山裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28～)
	師玉憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 UAゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30～)
	松本隆浩	京都医療介護労働組合連合会特別執行委員	第47期(令2～)
	上尾寅彦	日本労働組合総連合会京都府連合会会長代理 京都府電力総連会長	第47期(令3～)
	青山勲	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 JAM京滋執行委員長	第48期(令5～)
使用者委員	塩尻敬子	丸八生糸株式会社取締役	第42期(平22～)
	倉垣雅英	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション 元常務取締役	第45期(平28～)
	南島新	株式会社SCREENホールディングス相談役	第45期(平28～)
	上田清和	一般社団法人京都経営者協会専務理事	第48期(令5～)
	小林剛一	日本電気化学株式会社代表取締役社長	第48期(令5～)

(注) ◎=会長 ○=会長代理

※職名は、令和7年2月6日現在

委員名簿（第49期）

令和7年2月7日～

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎青木苗子	弁護士	第43期(平26～)
	○村中孝史	同志社大学大学院司法研究科特別客員教授	第48期(令5～)
	橋本武久	京都産業大学経営学部教授	第47期(令2～)
	吉田誠司	弁護士	第49期(令7～)
	上田達子	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	第49期(令7～)
労働者委員	穂山裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28～)
	師玉憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 UAゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30～) 令和7年11月30日退任
	上尾寅彦	日本労働組合総連合会京都府連合会会長代理 京都府電力総連会長	第47期(令3～) 令和7年10月31日退任
	青山勲	ジーエス・ユアサ労働組合顧問	第48期(令5～)
	林真也	全労連・全国一般労働組合京都地方本部書記長	第49期(令7～)
使用者委員	塩尻敬子	丸八生糸株式会社取締役	第42期(平22～)
	倉垣雅英	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション 元常務取締役	第45期(平28～)
	南島新	株式会社SCREENホールディングス元相談役	第45期(平28～)
	上田清和	一般社団法人京都経営者協会専務理事	第48期(令5～)
	小林剛一	日本電気化学株式会社代表取締役社長	第48期(令5～)

(注) ◎=会長 ○=会長代理 ※職名は、令和7年12月19日現在、ただし退任者は在任時点

あっせん員候補者名簿

氏 名	関 歴	委嘱・解嘱年月日
青 木 苗 子	京都府労働委員会会長 弁護士	平成 26 年 1 月 17 日委嘱
橋 本 武 久	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
村 中 孝 史	京都府労働委員会会長代理 同志社大学大学院司法研究科特別客員教授	令和 5 年 1 月 20 日委嘱
吉 田 誠 司	京都府労働委員会委員 弁護士	令和 7 年 2 月 7 日委嘱
上 田 達 子	京都府労働委員会委員 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	令和 7 年 2 月 7 日委嘱
土 田 道 夫	前京都府労働委員会会長代理	平成 26 年 12 月 5 日委嘱
藤 井 正 大	前京都府労働委員会委員	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
穂 山 裕 次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
青 山 勲	京都府労働委員会委員 ジーエス・ユアサ労働組合顧問	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
林 眞 也	京都府労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合京都地方本部書記長	令和 7 年 2 月 7 日委嘱
西 岡 歩	日本鉄道労働組合連合会京都府協議会特別幹事	令和 5 年 1 月 20 日委嘱
師 玉 憲治郎	前京都府労働委員会委員	平成 30 年 12 月 21 日委嘱
松 本 隆 浩	前京都府労働委員会委員	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
上 尾 寅 彦	前京都府労働委員会委員	令和 3 年 10 月 22 日委嘱
塩 尻 敬 子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成 22 年 11 月 5 日委嘱
倉 垣 雅 英	京都府労働委員会委員 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション元常務取締役	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
南 島 新	京都府労働委員会委員 株式会社 SCREEN ホールディングス元相談役	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
上 田 清 和	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協会専務理事	令和 5 年 1 月 20 日委嘱
小 林 剛 一	京都府労働委員会委員 日本電気化学株式会社代表取締役社長	令和 5 年 1 月 20 日委嘱
山 田 智 樹	京都府労働委員会事務局長	令和 7 年 4 月 11 日委嘱
森 本 智 子	京都府労働委員会事務局総務調整課長	令和 7 年 4 月 11 日委嘱
大 槻 有 三	京都府労働委員会事務局審査課長	令和 4 年 5 月 13 日委嘱
家 垣 卓 令	前京都府労働委員会事務局長	令和 7 年 4 月 11 日解嘱
吉 田 ひろみ	前京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	令和 7 年 4 月 11 日解嘱

※関歴は、令和 7 年 12 月 19 日現在

#### (4) 事務局

京都府労働委員会事務局組織規則により、総務調整課及び審査課の2課が置かれ、その所掌事務、職制が定められている。

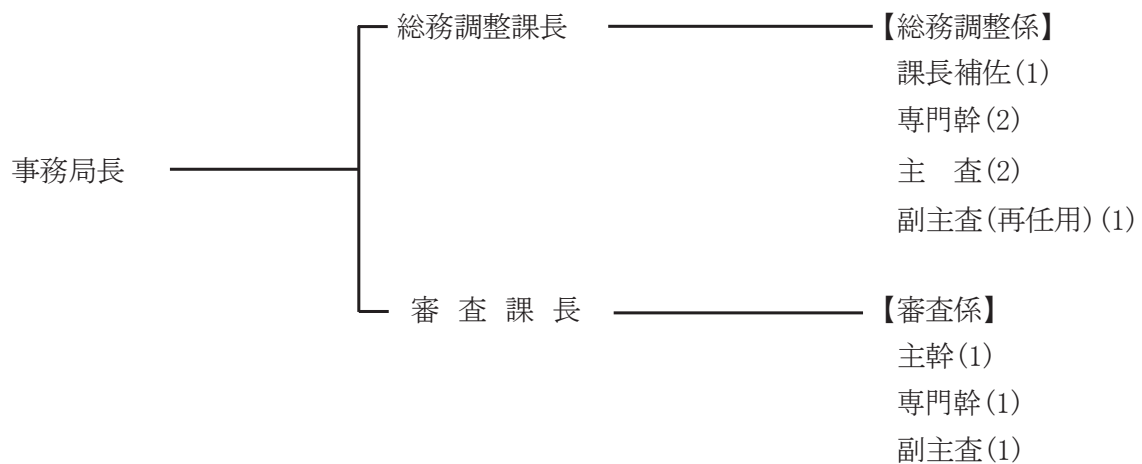
##### ア 総務調整課

- 1 人事事務に関すること。
- 2 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
- 3 公印の保管及び文書事務に関すること。
- 4 委員会の会議（公益委員会議を除く。）に関すること。
- 5 特別調整委員、あっせん員候補者に関すること。
- 6 あっせん、調停、仲裁に関すること。
- 7 個別労働関係紛争に係るあっせんに関すること。
- 8 労働争議の調整に必要な資料の収集及び整理に関すること。

##### イ 審査課

- 1 公益委員会議に関すること。
- 2 労働組合の資格審査及び資格の証明書の交付に関すること。
- 3 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。
- 4 労働協約の地域的一般拘束力の適用に関すること。
- 5 労調法第42条の規定による請求に関すること。

#### 【組織図】（令和7年4月1日現在）



## 2 会議等

労働委員会では、公・労・使の委員全員で構成される総会、公益委員のみで構成される公益委員会議のほか、他の労働委員会との連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るために行われる諸会議を開催している。

### (1) 総会

総会は、委員会全般の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、公・労・使の委員全員で構成される会議であり、原則として毎月第2週・第4週金曜日に開催される定例総会と臨時に開催される臨時総会がある。

令和7年中には、第1840回から第1860回まで、定例総会が21回開催された。

### (2) 公益委員会議

公益委員会議は、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等処理するため、公益委員のみで構成される会議であり、定例総会前に定例的に開催されるほか、次の場合、臨時に開催される。

- ① 総会の議決により招集の請求があったとき。
- ② 公益委員3人以上から請求があったとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。

令和7年中には、第2490回から第2512回まで、定例、臨時含め計23回の公益委員会議が開催された。

### (3) 諸会議

労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理等に必要な統一と調整を図るため、次の諸会議が開催された。

#### ア 全国会議

会議名	開催日・地	出席委員	議 題 (提案県)
第80回 全国労働委員会 連絡協議会総会	令和7年 11月13日(木) ～14日(金) 東京都	青木会長 橋本委員 穂山委員 青山委員 南島委員 上田清委員	・<講演>労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実 元中央労働委員会会長 諏訪 康雄 氏 ・働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について(中労委) ・コロナ禍の教訓から学ぶー経験の共有ー(中労委)
全国労働委員会 会長連絡会議	令和7年 6月13日(金) 和歌山県	青木会長	・<講演>今後の労働基準関係法制の検討課題 明治大学法学部教授 中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏 ・和解の取組について(中労委)

## イ 14 都道府県会議

会議名	開催日・地	出席委員	議 題 (提案県)
公益委員会議	令和7年 10月21日(火) ～22日(水) 広島県	吉田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査事件における争点整理等の工夫について(大阪府)</li> <li>・会社が解散した場合の親会社等の使用者性について(広島県)</li> </ul>
第39回 使用者委員会議	令和7年 7月3日(木) 新潟県	塩尻委員 小林委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整・審査事件あるいは個別労働関係紛争あつせんの事例(新潟県)</li> <li>・使用者に向けた労働法令や労働委員会制度の周知・啓発の取組について(新潟県)</li> <li>・&lt;講演&gt;「心理学の知見を労働紛争の解決に活かす～意思決定のメカニズムから労働問題を理解する～」 国立大学法人新潟大学教育学部教授 新潟県労働委員会公益委員 田中 恒彦 氏</li> </ul>

## ウ 近畿ブロック会議

会議名	開催日・地	出席委員	議 題 (提案県)
第125回 連絡協議会	令和7年 6月3日(火) 兵庫県	青木会長 村中銀煙 師玉委員 上尾委員 倉垣委員 南島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当労働行為救済申立事件における審査委員の心証開示等のあり方について(兵庫県)</li> <li>・労働者性に争いのある者を構成員とする団体が、不当労働行為の救済や争議調整を申し立てた際の対応について(兵庫県)</li> </ul>
会長連絡会議	令和7年 10月17日(金) 滋賀県	青木会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について(和歌山県)</li> <li>・争議団及びフリーランスの労働争議の調整申請について(滋賀県)</li> <li>・労働者供給事業許可申請等のための労働組合の資格審査について(滋賀県)</li> </ul>
第142回 公益委員連絡会議	令和7年 1月31日(金) 兵庫県	青木会長 土田銀煙 橋本委員 村中委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認的命令について(兵庫県)</li> <li>・労働委員会での和解手続における労働法規上の強行規定等への配慮について(兵庫県)</li> </ul>
第57回 労働者側委員 連絡会議	令和7年 5月19日(月) 和歌山県	穂山委員 師玉委員 上尾委員 青山委員 林 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;講演&gt;組織(法人)の運営と継承 和歌山県労働委員会会長 田中 祥博 氏</li> </ul>

#### (4) 表彰等

令和7年2月6日に退任された第48期委員土田道夫氏及び藤井正大氏が厚生労働大臣感謝状を受けた。

京都府開庁記念日記念式典（6月19日）において、土田道夫氏が京都府行政委員会等委員功勞表彰を受けた。

#### (5) 研修

令和7年は、次のとおり委員研修会を行った。

日時	講師・テーマ
令和7年 7月25日(金)	<講演>雇用の変化と整理解雇法理 同志社大学法科大学院司法研究科特別客員教授 京都府労働委員会会長代理 村中 孝史 氏
令和7年 12月5日(金)	・労働法を学ぶ大学院生との意見交換会 労働者の退職後の守秘義務・競業避止義務 京都府労働委員会公益委員 上田 達子 氏 同志社大学大学院法学研究科大学院生

### 3 労働委員会をめぐる動き

#### (1) 京都府労働委員会の委員の任命及び会長・会長代理の選出

令和7年2月7日付けで第49期委員が知事から任命され、同日開催の臨時総会において、青木苗子委員が会長に、村中孝史委員が会長代理に選出された。

#### (2) 関係機関との連携強化や認知度向上の取組について

労働委員会における労働トラブル解決制度の認知度向上を図るため、府の広報媒体を活用した広報や他機関との連携を継続している。特に、10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間には、関係団体や中央労働委員会協力企業等への周知協力依頼、SNSでの情報発信、各種メルマガへのPR記事掲載、パネル展示など、集中的な広報活動を実施した。

インターネットを活用した広報にも注力し、「個別労働関係紛争のあっせん」制度を分かりやすく説明する動画（手話通訳付き動画を含む。）を作成したほか、ホームページ上に新たなタップ画面を設置した。

加えて、京都府弁護士会と連携し、会員弁護士への制度周知を行うとともに、京都府の「出前語り」制度（府の取組を府民にPRする事業）への登録を実施した。若年層向けの取組としては、労働委員会委員と労働法を学ぶ大学院生との意見交換会を開催した。

#### (3) 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について

全国労働委員会連絡協議会運営委員会の下に設置されていた「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」が令和5年10月に取りまとめた最終報告において、今後の労働委員会の新たな役割として、過半数代表と労働委員会及びフリーランスと労働委員会の問題について、現状と課題が整理

された。

本最終報告を受け、労働委員会に過半数代表やフリーランスに関する事案が持ち込まれた場合の対応、関係機関との連携の在り方など、法理論的な考察も交えつつ、労働委員会が具体的にどのような対応を行うこととするか等について、実務課題等の検討を行うため、中央労働委員会公益委員懇談会の下に、「今後の労働委員会に係る新たな課題検討会」が設置された。

本課題検討会には、労働法理論及び判例に深い識見を有する委員として、京都府労働委員会会長代理の村中孝史氏が参画しており、令和7年には過半数代表に係る中間報告が取りまとめられるとともに、第5回から第7回まで課題検討会が開催された。

#### **(4) 労働委員会制度創設80周年記念事業**

全国労働委員会連絡協議会においては、令和8年3月1日に労働委員会制度80周年を迎えるに当たり、記念事業として、令和7年11月13日～14日の総会で記念講演が行われた。併せて、80周年記念誌が作成される予定である。